

○岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定
地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準
に関する条例

平成24年12月25日

条例第62号

改正 平成27年 3 月26日条例第14号

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改
正する条例第 4 条)

平成28年 3 月25日条例第16号

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改
正する条例第 4 条)

目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 介護予防認知症対応型通所介護(第 8 条～第15条)

第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護(第16条～第22条)

第 4 章 介護予防認知症対応型共同生活介護(第23条～第28条)

第 5 章 雑則(第29条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第123号。以下「法」という。)第115条の
12第 2 項第 1 号並びに第115条の14第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型介
護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第 3 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第115条の12第 2 項第 1
号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第4条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第5条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、正当な理由がなく、指定地域密着型介護予防サービスの提供を拒んではならない。

(秘密保持等)

第6条 指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所(次項において「指定地域密着型介護予防サービス事業所」という。)の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第7条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者及びその家族からの指定地域密着型介護予防サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

(基本方針)

第8条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。第23条において同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、

もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の従業者)

第9条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師若しくは准看護師又は介護職員
- (3) 機能訓練指導員

2 前項に定めるもののほか、前項各号の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の管理者)

第10条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、規則で定めるところにより、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の設備及び備品等)

第11条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。第3項及び第4項において同じ。)の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。

3 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、

夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

- 4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第21条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。))の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第23条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第23条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の従業者)

- 第12条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第35条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。))若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第24条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。))の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第39条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項において同じ。))若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第45条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項において同じ。))の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(次条第1項において「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。))の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。))は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。))に、第24条又は指定地域密着型サービス基準条例第35条、第40条若しくは第46条に規定する従業者を置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員等)

第13条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第24条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。))の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下この項において同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者をいう。))の数の上限をいう。))は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。))ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。))の運営(第19条第1項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の管理者)

第14条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、規則で定めるところにより、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第15条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型

通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下この条において同じ。)は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第16条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護

(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第17条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(次項において「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。)及び介護支援専門員を置かなければならない。ただし、規則で定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、介護支援専門員に代えて、規則で定める者を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者及び介護支援専門員に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第18条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第19条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この条において同じ。))の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第29条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。次項及び次条第5項において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第28条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。次項及び次条第5項において同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第31条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。次項第1号において同じ。)を29人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第55条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(次項において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。次項において同じ。)にあっては、18人)以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防

小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。)及び宿泊サービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。第2号及び次条第2項第3号において同じ。)の利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。第2号及び次条第2項第3号において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで
(設備及び備品等)

第20条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の宿泊室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

(2) 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

(3) 前2号の基準を満たす宿泊室(以下この項において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

(4) プライバシーが確保された居間については、前号の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第32条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(身体的拘束等の禁止)

第21条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次項及び第27条において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第22条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

(基本方針)

第23条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第24条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（次項において「介護従業者」という。）及び計画作成担当者を置かななければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、介護従業者及び計画作成担当者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第25条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、規則で定めるところにより、共同生活住居ごとに管理者を置かなければならない。

(設備及び備品等)

第26条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の効率的運営が困難であることが認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第35条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。第6項において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第34条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下この項及び第6項において同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

3 前項の居室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

(2) 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第37条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(身体的拘束等の禁止)

第27条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第28条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければな

らない。

第5章 雑則

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第19条第1項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第20条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。